

『サウンドカンパニーEGG』会則

基本理念

バンド活動を通じて音楽を広く楽しむサークル。
会員の自主的な協力により音楽活動を行う非営利団体

総則

第1条（名称）

本会の名称を『サウンドカンパニーEGG』と称す。

第2条（事務所）

本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条（入会条件）

会員は、本サークルの目的に同意し20歳以上の社会人（学生を除く）で入会手続きを行ったものとする。携帯電話やメール等で連絡が出来、WEB閲覧が可能な事。

第4条（目的及び活動）

本会は、音楽を通して、会員相互の親睦と音楽資質の向上を図ることを目的とし、ライブイベント等を開催する。

主な活動

1. 会報の発行（月1回）
2. 定例会（月1回）
3. ライブイベント（年5回程度）
4. その他必要に応じ開催

※イベント状況によって変更になる場合があります。

第5条（会員の義務）

会員は第11条に定められた会費を納入する。納入された会費については返還されない。会員は連絡先等入会申込書類記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を届出るものとする。

第6条（役員）

1. 本会運営のために、次役員を置く。

任期は会長・副会長は3年、その他役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

会長 1名
副会長 1名
運営委員 数名
WEB管理 1名
会計 1名
監事 1名

2. 各役員の職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
3. 運営委員は、会長・副会長を補佐し、各種活動を運営する。
4. 会計は、本会の会計を掌握する。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

第7条（会議）

本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

会長は必要により臨時総会を招集する。

会長は必要により役員会を招集する。

第8条（定足数）

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席又は委任状で成立する。

第9条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、運営上の重要事項に関する決定を行う。

第 10 条（総会の議事）

次に掲げる事項について総会にて議事の上決定する。

1. 前年度の活動報告及び当該年度の活動報告
2. 当該年度の予算及び前年度の決算事項
3. 会則の制定・改定
4. 役員を選出

第 11 条（運営）

本会の運営は、会員から徴収する会費をもってあてる。

会計年度途中の入会は月割り計算を行う。

役員は会費を免除される。

会費 4,800 円／年（400 円／月）

第 12 条（支出）

予算に基づき機材使用料、イベント料金、交通費、通信費、その他の運営に必要な経費を支出する。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員が下記に掲げるような本会の運営を阻害し、又は本会の体面を著しく毀損し品位にもとる行動があった時は、注意勧告を行い、改善が見られない場合は役員総意のもと除名処分とする。

1. 営業行為（会員に対する物品等の販売）
2. 宗教や政治上の勧誘
3. セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の行為
4. その他、この会の目的及び社会常識等に反する行為

第 14 条（退会）

会員は次に掲げる場合に会員資格を失うものとする。

尚、既会納費の返還は行わない。

- (1) 会員本人より退会の申し出があった場合
- (2) 会費を納入しなかった場合（6 ヶ月以上）
- (3) 会員が死亡した場合

第 15 条（事故・トラブル）

サークル活動中の不慮の事故、会員間トラブル、その他のすべての事故トラブルの責任はすべて自己責任とし、当サークルは一切の責任を負わない。

第 16 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌 5 月 31 日までとする。

第 17 条（変更）

この会則は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認があれば変更出来る。

付則 この会則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。